

第107号議案

島根県立男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

島根県立男女共同参画センター条例（平成11年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表研修室4の項の次に次のように加える。

研修室5	1,410円	1,880円	1,760円	3,050円	3,550円	4,340円
------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例の施行の日以後の使用に係る島根県立男女共同参画センターの施設及び設備の使用の承認に関し必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。